

# 小田原市指定給水装置工事事業者の指定更新申請のご案内

小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号）、同施行規程（平成3年小田原市上下水道局管理規程第4号）及び小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成10年小田原市上下水道局規程）に定める小田原市指定給水装置工事事業者の新規申請要領について説明します。

## 1 指定給水装置工事事業者とは

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（小田原市上下水道局）から、給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められ、その指定を受けたものをいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる。」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うこととなります。

## 2 指定要件（指定給水装置工事事業者規程第4条）

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置いていること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
  - ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - オ その業務に関して不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 指定申請に必要なもの

---

- (1) 申請書類
  - ア 小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書（新規・更新）
  - イ 機械器具調書
  - ウ 誓約書
  - エ 小田原市指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
  - オ 給水装置工事主任技術者選任届出書
- (2) 添付書類
  - ア 給水装置工事主任技術者免状の写し
  - イ 定款の写し（法人）・・・最新の内容のもので、原本証明が必要
  - ウ 履歴事項全部証明書（法人）・・・発行日より3ヶ月以内のもの
  - エ 住民票の写し（個人）・・・発行日より3ヶ月以内のもの

### 4 申請手数料について

---

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

### 5 申請の受付

---

- (1) 受付場所  
小田原市上下水道局給排水業務課審査係  
住所 神奈川県小田原市高田401番地  
TEL 0465-41-1231 FAX 0465-41-1239
- (2) 受付時期 随時受付します(更新の届出は指定の期間内をお願いいたします)